

■平成26年度 業務実績報告

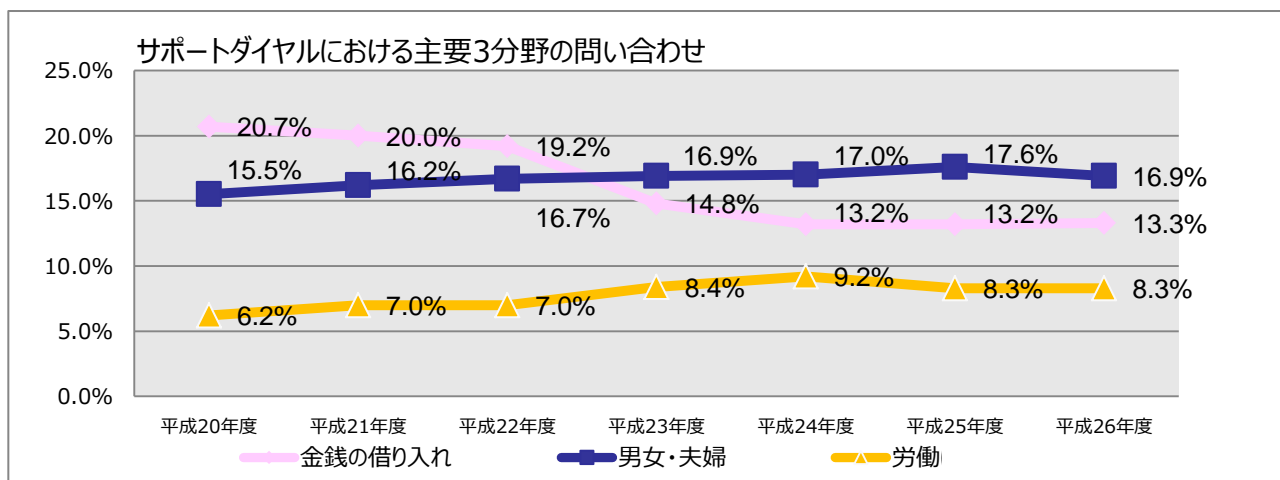
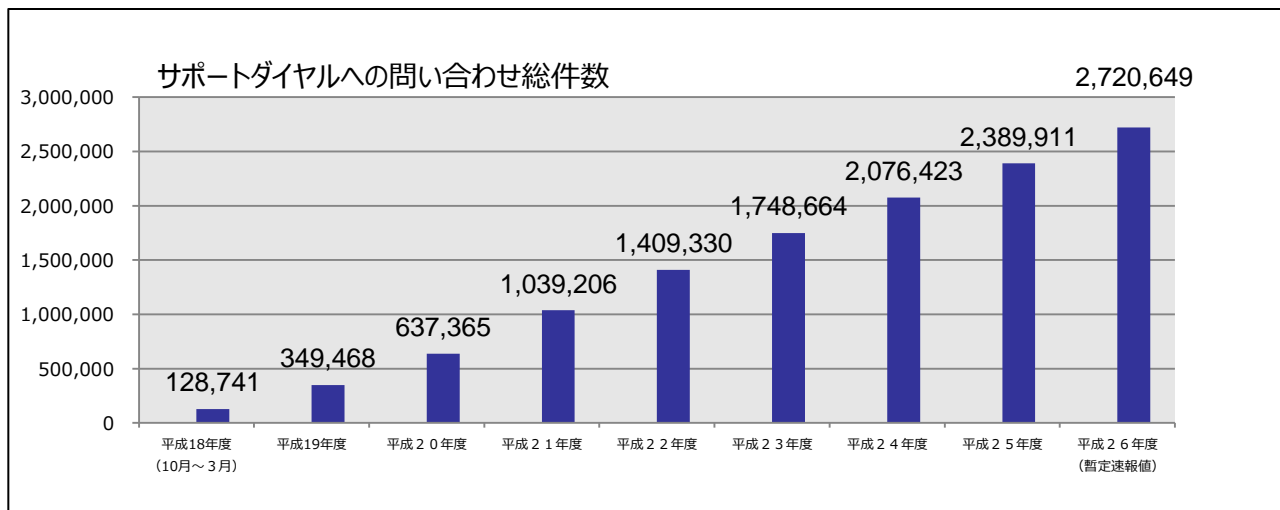
日本司法支援センター（法テラス）の平成26年度業務実績の速報値をまとめました。
 業務実績のポイントは、以下のとおりです。
 各業務別の実績の詳細、過去の実績の推移等は、資料1-2「日本司法支援センター業務実績」
 をご参照ください。

ポイント

- 法テラス・サポートダイヤルの利用件数が270万件を超えました。
- 法律相談援助及び代理援助において、家事事件が増加しています。
- 少年法改正に伴い、国選付添事件受理件数が前年度の7倍弱になりました。

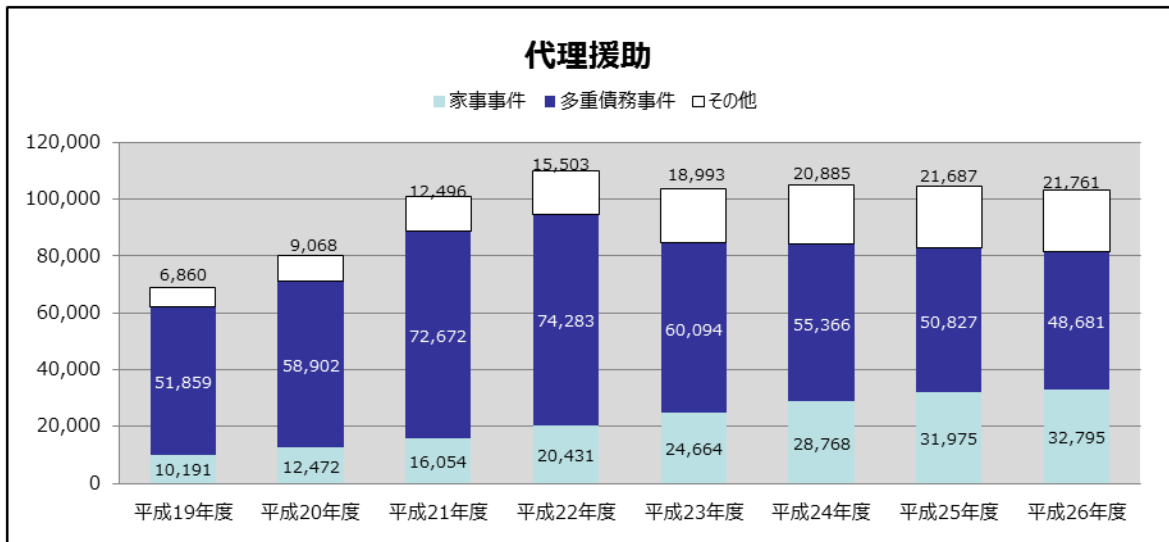
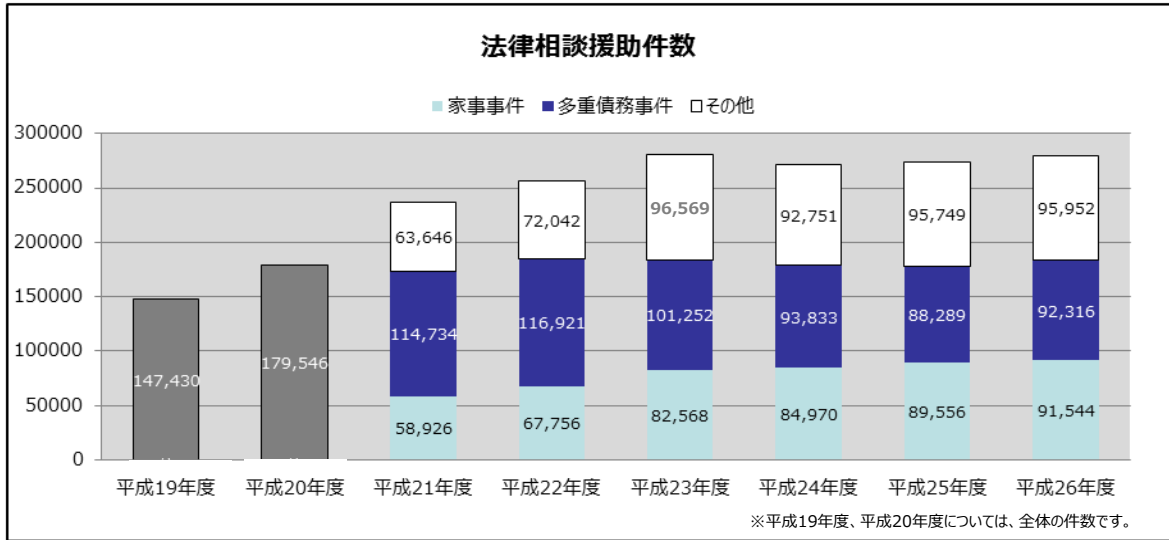
情報提供業務の動向

サポートダイヤルへの問い合わせは、年々増加しており、平成26年度2,720,649件になりました。問い合わせ内訳では、平成23年度に「男女・夫婦」問題が「金銭の借り入れ」問題を上回って以来、同様の傾向が続いています。



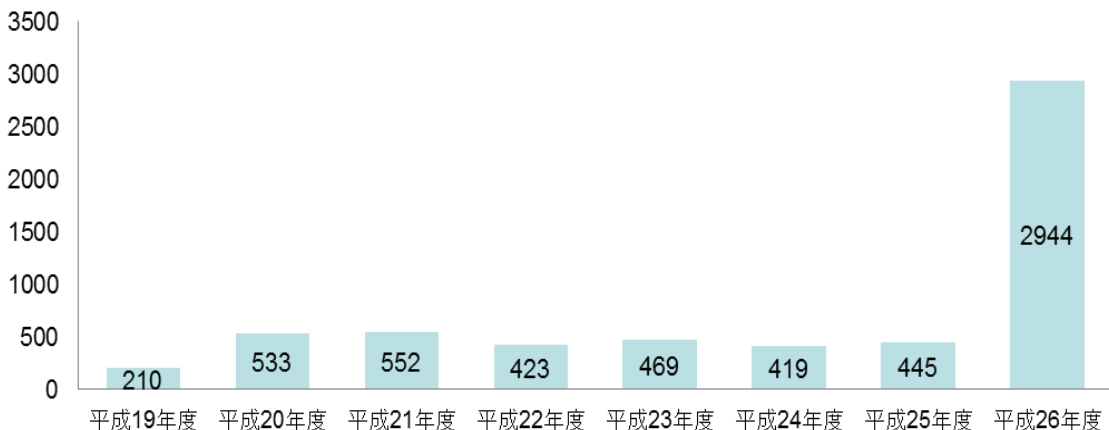
民事法律扶助業務の動向

法律相談援助件数及び代理援助件数は、ほぼ横ばいです。
内訳を見ると、法律相談援助及び代理援助件数ともに、家事事件は増加、多重債務事件は減少傾向が続いています。



国選付添人事件の動向

少年法の改正に伴い、国選付添人事件受理件数が前年度の7倍弱に増加しました。

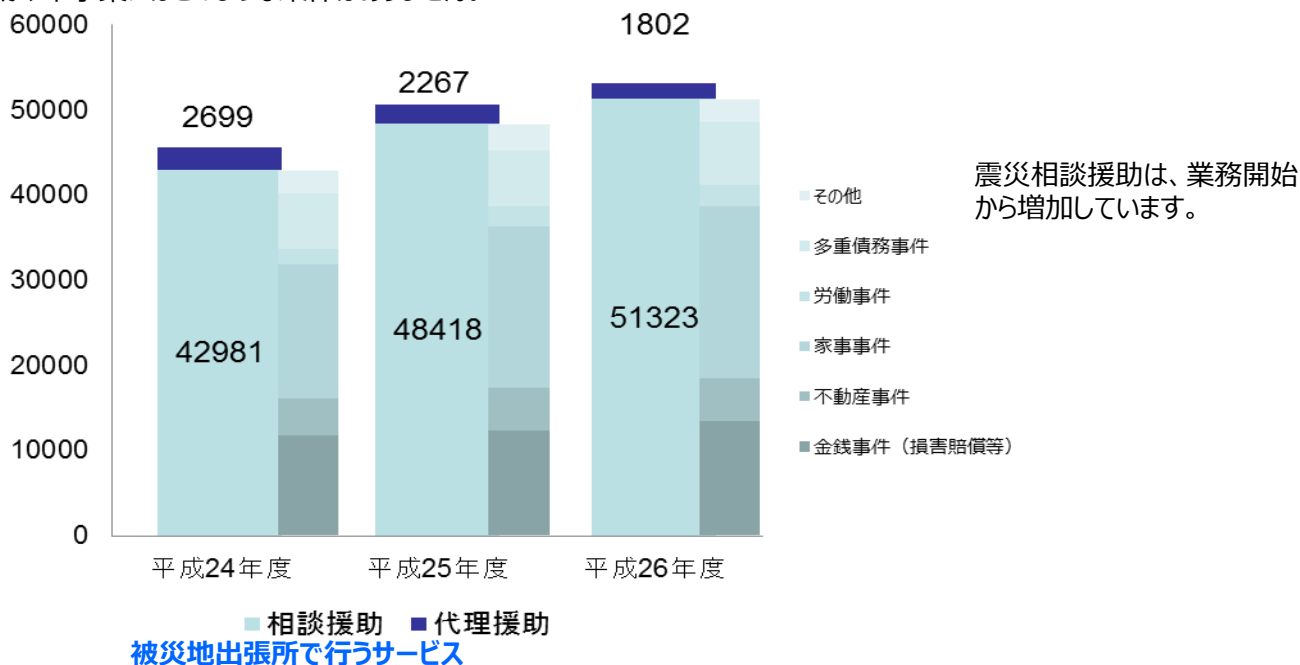


■ 震災法律援助の利用状況

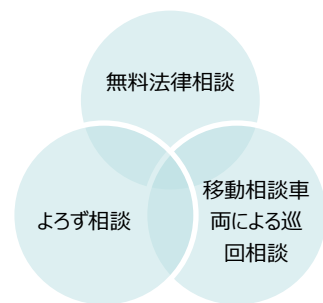
法テラスの震災法律援助業務は、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(震災特例法)」に基づき実施しています。

本事業の対象者は、東日本大震災の被災者で、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村に平成23年3月11日に住居や営業所等があった方となります。

なお、従来から法テラスが行っている民事法律扶助は、収入や資産が一定額以下であることが利用の条件となりますが、本事業にはこのような条件はありません。



震災相談援助は、業務開始から増加しています。



■ 法テラス被災地出張所設置地域

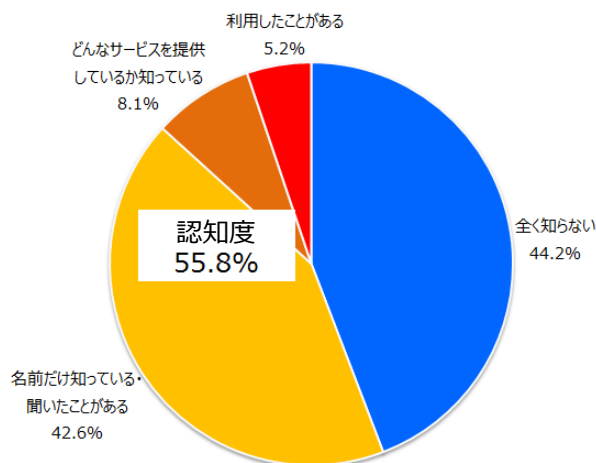


■ 震災特例法延長に伴い、震災法律援助業務を継続して行うことになりました。

震災特例法の改正により、その有効期間が平成30年3月31日まで3年間延長されました。それに伴い、平成24年4月2日から全国の法テラス地方事務所にて行っていた震災法律援助業務は継続して行われることとなりました。

■ 平成26年度 認知度調査の結果

■ 認知度が55.8%になりました。



—名前を知っている—

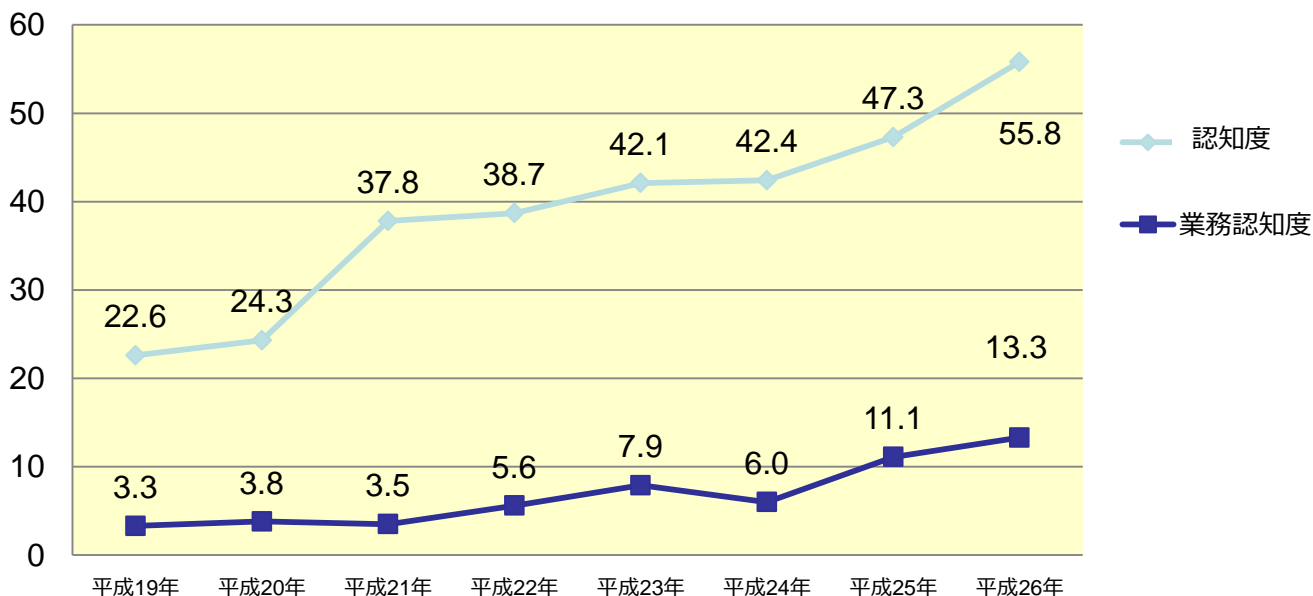
認知度：55.8%

(参考：昨年度47.3%から**8.5ポイント増**)

—業務内容も知っている・利用したことがある—

業務認知度：13.3%

(参考：昨年度11.1%から**2.2ポイント増**)



※平成26年度から調査方法をWeb調査に変更しています。

平成26年度認知度調査概要

サンプル数：4700

【参考】平成25年度認知度調査概要

調査方法：電話による調査

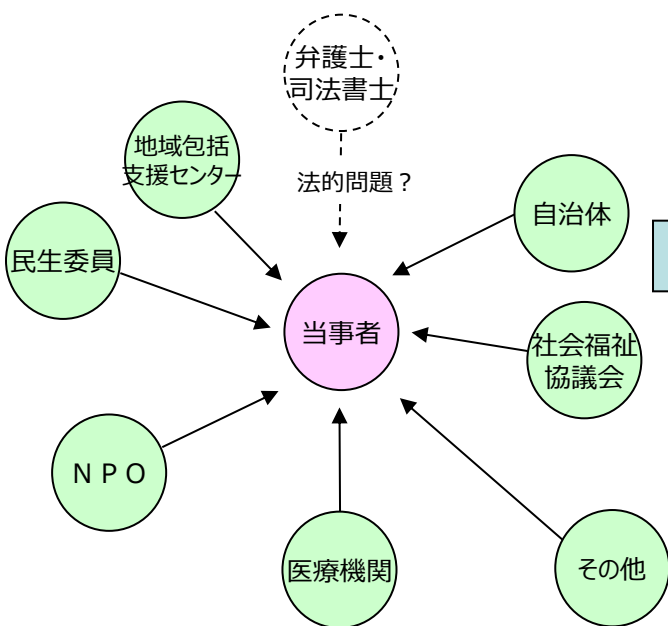
サンプル数：1100

■今年度の主な取り組み

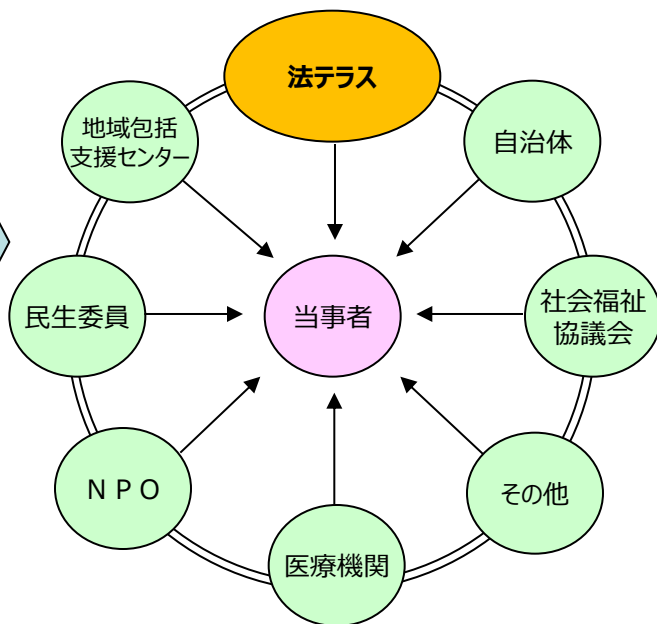
■司法ソーシャルワークへの取り組みを推進します！

法テラスでは、法律専門職者（弁護士・司法書士）が福祉関係者と連携、協力して、高齢者・障がい者など、自分で司法サービスにたどり着けない方が抱える法的問題を総合的に解決することを目指す「司法ソーシャルワーク」を推進します。

これまでの支援・連携のイメージ



司法ソーシャルワークによる支援・連携のイメージ



平成26年度法テラスシンポジウム 福祉と司法が連携する社会



平成27年2月7日、これまでの司法ソーシャルワークに関する活動を紹介し、この取り組みをさらに普及・発展させるため、「福祉と司法が連携する社会」をテーマとしたシンポジウムを開催しました。

■総合法律支援法改正案に盛り込まれた司法ソーシャルワーク

先般閣議決定され、国会に上程された総合法律支援法改正案に、これに関連する規定が含まれています。

■平成27年夏、法テラス^{あじがさわ}鱒ヶ沢が開所します。

今年夏、35か所目の司法過疎地域事務所として、青森県・鱒ヶ沢町に、法テラス鱒ヶ沢が開所します。法テラスでは司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄内で実働弁護士が0名または1名しかいないなどの一定基準を満たす地域への事務所設置を進め、スタッフ弁護士を常駐させています。

- 平成26年度には法テラス鹿角（秋田県鹿角市）が開所しました。



法テラス鹿角の事務所で、小学生に法教育を行うスタッフ弁護士

■「法テラスの日」記念イベント開催中です！

4月10日は、「法テラスの日」！
法テラスでは、毎年4月10日前後に、全国各地で無料法律相談会や広報グッズ配布など各種記念イベントを実施しています。

東京では、4月15日に「おばあちゃんのお原宿」と呼ばれ親しまれている巣鴨にて、法テラス東京法律事務所のスタッフ弁護士による無料法律相談会を実施します。
相談は誰でも無料です。

会 場	とげぬき地蔵尊高岩寺 境内 (東京都豊島区巣鴨4-22-8)
時 間	14:00～ 14:30～ 15:00～ 15:30～
定 員	8名
対 象	誰でも
相談内容	相続や遺言のこと・借金のこと・離婚のこと など



巣鴨地蔵通り商店街
公式イメージキャラクター
すがもんも来ます！

写真：平成24年度のイベントの様子

■全国のイベント情報はホームページから

